

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

【太平洋クロマグロの資源管理】

- 太平洋クロマグロは、近年、資源状況が悪く、早急に資源管理を図る必要があることから、我が国においても中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、漁獲量の上限を設定するなど厳しい管理措置に取り組んでいます。
- これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業までの全ての漁法で次のような厳しい資源管理に取り組んでいます。

小型魚（30kg未満）

2002～2004年の平均漁獲実績の半分までしか獲らない

大型魚（30kg以上）

2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない

- このような中、平成30年7月1日からは「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（通称「TAC法」）に基づく資源管理が行われております。

【遊漁者・遊漁船業者の皆様へ】

- 日頃より、クロマグロの資源管理にご理解とご協力いただきありがとうございます。
- 平成31年4月1日からクロマグロのTAC数量を管理する第5期間が開始されましたが、小型魚（30kg未満）のクロマグロについては、引き続き、再放流にご協力をお願いします。
- なお、十勝、釧路、根室及びオホーツク管内では、小型クロマグロの採捕停止命令が発出されています。令和元年6月15日から小型魚を採捕すると罰則が適用される場合があります。
- 日高管内では、大型（30kg以上）クロマグロの採捕停止命令が発出されています。令和元年7月20日から大型魚を採捕すると罰則が適用される場合があります。

《更新情報》

- 檜山管内で小型クロマグロの採捕停止命令が発出されました。令和元年12月25日から小型魚を採捕すると罰則が適用される場合がありますので、ご注意ください。
※ 3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は懲役・罰金の両方
- 採捕停止命令地区が追加された場合など、最新情報を随時掲載しますので、ご確認願います。

水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ
TEL：(011) 204-5485